

保護者 各位

利根沼田学校君組合立利根商業高等学校  
校長 上原清司

### 学校の再開について

時下はますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に対するご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本校におきましては生徒の安全・安心を第一に考え、5月31日まで臨時休業を実施してまいりましたが、今般、本県が定める「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示された警戒度が、令和2年5月30日午前0時をもって警戒度2に引き下げられることが決定されたことから、6月1日から段階的に学校を再開していくこととなりました。

長期にわたる臨時休業で保護者の皆様には多大なご負担をお掛けしましたが、学校の取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。学習への影響や再開後の学校生活、進学や就職に関する事など、生徒の皆さんの不安も大きいことと思っておりますが、再開に当たっては、「群馬県学校再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づき、感染予防対策を徹底するとともに、生徒一人一人に寄り添った対応に努め、円滑に学校での生活を始められるよう、全力で支援を行ってまいります。

つきましては、今後の対応等について、下記のとおりといたしますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の感染状況により、対応に変更等があった場合には、速やかにご連絡いたします。

### 記

#### 1 分散登校について

##### (1) 方法及び期間中の校時表

メール及び学校Webページでご案内のとおりです。なお、警戒度が1に引き下げられる場合には、改めて登校方法を見直します。詳細は、後日文書及びメール並びに学校Webページでお知らせします。

##### (2) 学校における感染防止対策

学校における教育活動を行う上で、次の感染防止対策を徹底します。

- ・家庭での検温結果を生活報告へ記録させ、健康観察を行う。なお、家庭での検温を忘れた場合は、校舎に入る前に検温する。
- ・登校時には、手洗いや手指のアルコール消毒をしてから教室に入る。
- ・朝のSHRで担任が健康観察を行う。
- ・教育活動を進める中で、3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場面を避ける。
- ・室内では、原則フェイスシールド及びマスクを着用（運動時を除く）させ、教室の換気を徹底する。
- ・ハンカチ、タオル等を常時持参する。
- ・清掃時等に、教職員が、教室のドア、トイレ、手すり等の共用部を消毒する。
- ・ソーシャルディスタンス（1～2m以上）を意識し、大声は出さない。
- ・教科書、文房具、体育着など、個人の所有物は他人と共有しない。
- ・そのほか、手洗い、手指のアルコール消毒、咳エチケット、水分補給、昼食時等の指導を行う。

## 2 登校する場合の留意事項について

次の対応を行いますので、ご家庭においてもご協力をお願いします。

### (1) 登校前の健康状態の確認

毎朝、家庭で検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「生活報告」に記入してください。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてください。

体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養させてください。

### (2) マスクの着用

会話は教育活動上不可欠となるので、マスクの準備をお願いします。また、手洗いを徹底しますので、ハンカチの準備をお願いします。

### (3) 学校で体調不良が見られた場合の対応

生徒に「発熱」「風邪の症状」「倦怠感」などの体調不良が見られる場合は、早退させます。その際、お迎えをお願いしますので、連絡が取れるよう準備をお願いします。

## 3 家庭における学習について

- ・分散登校期間中においてもが家庭学習日があります。計画的に学習に取り組めるように、登校した際に課題の配布と学習の指示をしますので、計画を立てて学習に取り組むようご指導をお願いします。
- ・質問や相談についても随時受け付けていますので、お気付きの点があれば、遠慮なく学校までご連絡をお願いします。

## 4 家庭における健康管理について

- ・十分な休養と栄養、こまめな手洗いを心がけ、毎朝の検温を実施するなど、健康状態を確認してください。その際、学校から指示された「生活報告」を活用して、日々の健康状態の把握をお願いします。
- ・発熱や咳などの症状がある場合には、かかりつけ医や最寄りの保健福祉事務所（保健所）等に電話相談し、直接医療機関を受診しないようにしてください。なお、相談先については、県庁Webページ「新型コロナウイルス感染症関連の県民相談窓口一覧」を参考にしてください。
- ・ご家族の中に感染者または濃厚接触者が発生した場合は、学校までご連絡をお願いします。

## 5 部活動について

- ・県の定める警戒度2の段階においては、引き続き自粛とします。
- ・部活動の再開に向けた準備（新年度の組織編成、活動場所の整備、個人練習等）は、必要に応じて実施します。
- ・警戒度については2週間ごとに評価することとしており、警戒度が1に引き下げられた場合には、3密を防ぐ工夫をしながら部活動を再開することとします。

## 6 その他

- ・「群馬県学校再開に向けたガイドライン（改訂版）」につきましては、群馬県のホームページに掲載していますので参考にしてください。（[https://www.pref.gunma.jp/07/b21g\\_00633.html](https://www.pref.gunma.jp/07/b21g_00633.html)）